

認可基準（おうち保育室にじ）

◎社会福祉法人又は学校法人以外の者による申請

（設置条件）

項目	基準		申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
経済的基礎	(1) 事業計画に基づいて安定的な運営が可能であること。		年間事業費の2/12相当額の資金を確保している。	通帳写	○	通知
	(2) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。		—	—	○	通知
経営者の社会的信望	家庭的保育事業等を行う者が社会的信望を有すること。 (ア)・(イ)・(ウ)いずれにも該当すること。	(ア)事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる理由がある者でないこと。	(ア)・(イ)・(ウ)いずれにも該当する。	誓約書	○	通知 審査基準
		(イ)事業実施者になろうとする者が、木津川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同上第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。				
		(ウ)本事業を実施するにあたり安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。				
験 幹部職員 の知識・経	実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又	(ア)実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若し	家庭的保育者の保育所での勤務年数12年8か月	家庭的保育者及び所長の経歴書	○	通知

	は経験を有すること。 (ア)又は(ウ)に該当すること。	くはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識を有する者を含むこと。 (ウ)経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。				
			—	(ア)を満たす。	—	通知
欠格事項	児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。		該当しない。	誓約書	○	通知

通知 家庭的保育等の認可について

(平成26年12月12日 雇児発1212第6号)

審査基準 木津川市家庭的保育事業等の認可等に関する審査基準